

【明石市】

許可地域等における許可基準（抜粋）

共通の基準

- ①広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周辺景観と調和させる。
- ②掲出物件は塗装及び装飾し、表示面と調和させる。
- ③照明を使用する場合は、美観維持に必要な対策を講じる。
- ④蛍光塗料又は反射光の強い塗料を使用しない。
- ⑤第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、田園住居地域、風致地区の境界から100m以内に掲出する場合で、これらの地域から視認できるものにあつては、LEDサイン等（ネオン管、発光ダイオードなどを利用するものであつて、その光源を直接視認できるものをいい、ガソリンスタンドの料金表示、自動車又は自転車の駐車場所（以下これらを「駐車場」という。）の満空表示その他市長が別に定める広告物等に係るものを除く。以下同じ。）を使用せずかつ光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度若しくは色彩の変化を含む。以下同じ。）を禁止する。
- ⑥許可地域等における高さが15mを超える建築物に表示、設置する広告物等の表示面積の合計は、一の建築物の壁面合計面積の1/2以下とすること。
- ⑦第1・2種住居地域、準住居地域、又は、第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、田園住居地域、風致地区、景観地区などの禁止地域から除かれた区域にあつては、一の敷地内に掲出する広告物等(自家用広告物等を除く)の表示面積の合計を10㎡以下とすること。
- ⑧第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に表示し、又は設置する電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物等（60秒以上静止した画像又は文字を表示するものを除く。以下「可変表示式広告物等」という。）にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。
- (1) 自家用広告物等であること。

(2) 設置数は、一の敷地につき1個以下とすること。

(3) 1方向の表示面の面積は5㎡以下とし、表示面積の合計は10㎡以下とすること。

(4) 当該可変表示式広告物等の上端の地上からの高さは5m以下とすること。

(5) 壁面又は一事業所等の表示面積の合計を算出するに当たっては、当該広告物等の表示面積は、当該表示面積に5を乗じて得た面積を用いるものとする。
- ⑨近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域に表示し、又は設置する可変表示式広告物等であつて、かつ、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域の境界線から100m以内の地域に表示し、又は設置する可変表示式広告物等であるものが、当該第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域から視認できる場合は、当該可変表示式広告物等は、次に掲げる基準に適合するものとする。
- (1) 1方向の表示面の面積は10㎡以下とし、表示面積の合計は20㎡以下とすること。

(2) 当該可変表示式広告物等の上端の地上からの高さは10m以下とすること。

(3) 壁面又は一事業所等の表示面積の合計を算出するに当たっては、当該広告物等の表示面積は、当該表示面積に4を乗じて得た面積を用いるものとする。

個別基準

1. 屋上を利用するもの

区分	商業系地域	その他の地域
広告物の高さ	地上からパラペット上端までの高さの2/3以下かつ10m以下	地上からパラペット上端までの高さの1/2以下かつ5m以下（準工業地域、工業地域、工業専用地域は7m以下）
地上からの高さ	5.2m以下（超える場合は一定基準を満たすものに限定）	4.7m以下（同左）
表示場所	木造建築物の屋上への掲出禁止	
その他の表示方法	・ 建築物（屋上構造物を除く。）の壁面の延長面からの突出禁止 ・ 支柱や骨組みをルーバーなどにより遮へいすること	LEDサイン等の使用・光源の点滅が急速なものの禁止

2. 壁面を利用するもの

区分	商業系地域	その他の地域
表示面積の合計	壁面の1/4以下（LEDサイン等を使用する場合1/16以下）	壁面の1/5以下（LEDサイン等を使用する場合1/20以下）
地上からの高さ	5.2m以下（超える場合は一定基準を満たすものに限定）	4.7m以下（同左）
その他の表示方法	・ 広告幕の規格は、長さ15m以下、幅1.5m以下とすること ・ 壁面の外郭線からの突出禁止 ・ 窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く） ・ 意匠が同一のものは、1壁面に2個（枚）	

3. 壁面より突出するもの

区分	商業系地域	その他の地域
建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下	
地上からの高さ	5.2m以下	4.7m以下
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）	
その他の表示方法	・壁面の上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内でのLEDサイン等の使用・光源の点滅の禁止	

4. 自己の敷地に建植えるもの

区分	商業系地域	その他の地域
表示面積	・広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下（LEDサイン等を使用する場合は、1方向の表示面積の面積5㎡以下、表示面積10㎡以下） ・広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下（LEDサイン等を使用する場合は、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下）	
数 量	2基以下	
地上からの高さ	・原則1.5m以下 ・LEDサイン等を使用する場合は10m以下 ・LEDサイン等を使用し、交通信号機からの距離が50m以下のときは5m以下	
その他の表示方法		地上からの高さが5mを超える場合は、LEDサイン等の使用・光源の点滅が急速なものの禁止

5. 自己敷地外に建植える一般的なもの（野立広告物）

区分	特定区域を除く許可地域
表示面積	・広告板 1方向の表示の面積10㎡以下（路端距離100m以上のものは20㎡以下）、 表示面積20㎡以下（路端距離100m以上のものは40㎡以下） ・広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計15㎡以下（路端距離100m以上のものは30㎡以下） 表示面積30㎡以下（路端距離100m以上のものは60㎡以下）
地上からの高さ	・広告板 5m以下 ・広告塔 10m以下
相互距離	5m以上（路端距離100m以上のものは100m以上）
表示場所	・特定区域への掲出禁止 ・交通信号機・踏切からの距離5m以上
色彩	彩度の高い色（マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。以下同じ。）の色数は2色以下
その他の表示方法	LEDサイン等の使用・光源の点滅の禁止

2. 禁止物件（抜粋）

- 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- 街路樹及び路傍樹
- 信号機、道路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上のさく並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
- パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- 市長が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの
- 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- 郵便ポスト及び公衆電話ボックス及び路上受変電設備
- 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
- 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- 景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
- 6以外の電柱、街灯その他これらに類するもの、アーチの支柱、アーケードの支柱（はり紙、はり札、広告旗、立看板などの禁止）
- 道路の路面

3. 禁止地域等及び禁止物件における適用除外広告物（抜粋）

区分		自家用広告物（要許可） (表示面積5㎡以下・数量3以下は許可不要)	管理用広告物（許可不要）	案内誘導広告物（要許可）
禁止地域等	第1種	総面積10㎡以下 3個以下	総面積5㎡以下 2個以下	※第1種禁止地域等においては、特に必要と認められる場合に限る
		〔設置場所〕 屋上広告物・突出広告物の禁止 〔色彩〕 彩度の高い色の色数2色以下、地色への彩度の高い色の使用 1/2以下(原則) 〔表示方法〕 建植広告物の高さ5m以下、LEDサイン等禁止、光源の点滅禁止		
		総面積20㎡以下 4個以下 原則として屋上広告物禁止	総面積10㎡以下 3個以下 屋上・突出広告物の禁止	
	第2種	〔色彩〕 第1種と同じ 〔表示方法〕 建植広告物の高さ7m以下 LEDサイン等禁止、光源の点滅禁止		一方向の表示面積2㎡以下 (集合広告は合計8㎡以下、1個1㎡以下) 地上からの高さ3m以下(集合広告は5m以下) 誘導距離10km以内、相互間距離5m以上 彩度の高い色の色数2色以下 地色への彩度の高い色の使用1/2以下
		総面積30㎡以下 5個以下	総面積10㎡以下 3個以下 屋上・突出広告物の禁止	
	第3種	〔色彩〕 第1種と同じ 〔表示方法〕 建植広告物の高さ10m以下、光源の急速な点滅禁止、高速道路沿道の屋上広告は光源の点滅禁止、LEDサイン等の禁止		信号機、踏切からの距離5m以上 誘導表示面積1/4以上 LEDサイン等禁止、光源の点滅禁止
禁止物件	・他法令の規定によるもの ・公共広告物 ・選挙運動用ポスター等 ・寄贈者名等表示広告物等			掲出不可
その他	上記のほか、許可の必要な広告物等については、許可地域等の許可基準（共通基準及び関係する個別基準）に適合していること。			